独立行政法人日本学生支援機構
平成16年規程第４号
最近改正　令和８年規程第24号

職員給与規程を次のように定める。
平成16年４月１日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長　　北　原　保　雄

職員給与規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第２項の規定に基づき，独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する給与に関する事項を定めることを目的とする。

２　機構に常時勤務しない職員については，常勤の職員との均衡を考慮し，別に定めるところにより給与を支給する。

（給与の種類）

第２条　職員の給与は，基本給及び諸手当とし，それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

(1)　基本給は，俸給及び扶養手当とする。

(2)　諸手当は，役職手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，超過勤務手当，管理職員特別勤務手当，寒冷地手当，期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支払）

第３条　職員の給与は，法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除し，その残額を現金で支払わなければならない。ただし，職員が同意した場合には，給与の全部又は一部を当該職員が指定する金融機関の本人名義口座へ振り込むことにより支払うことができる。

第２章　基本給

（俸給）

第４条　俸給は職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号，以下「就業規則」という。）に定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

２　各職員の受ける俸給は，その職務の複雑，困難及び責任の度に基づき，かつ，勤労の強度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

（俸給表）

第５条　俸給表は，次の各号に掲げるとおりとし，各俸給表の適用範囲は，それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1)　一般職俸給表（別表第１）

(2)　教育職俸給表（別表第２）

２　職員の職務の級の分類は，級別標準職務表（別表第３及び第４）による。

（俸給の支給日）

第６条　俸給の計算期間（以下「給与期間」という。）は，月の１日から末日までとし，支給定日はその月の17日（その日が就業規則第12条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは，その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

２　職員が給与期間中俸給の支給定日以後において採用された場合は，翌月の支給定日に俸給を支給する。

３　職員が退職又は死亡した場合には，その際に俸給を支給する。

４　職員が休職等を命ぜられた場合又は休職等の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の俸給は，次条第３項に規定する日割計算によりこれを支給する。給与期間の初日から引き続いて休職中にある職員が俸給の支給定日後に職務に復帰した場合には，その給与期間中の俸給をその際支給する。

（俸給の日割計算）

第７条　新たに職員となった者には，その日から俸給を支給し，昇給，昇格等により俸給額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた俸給を支給する。

２　職員が退職したときは，その日まで俸給を支給し，死亡したときは，その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

３　前２項の規定により俸給を支給する場合であって，給与期間の初日から支給するとき以外のとき，又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは，その俸給額は，その給与期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（俸給の半減）

第８条　職員が病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは，俸給の半額を減ずる。

（初任給）

第９条　新たに職員となった者の初任給は，その者の学歴に応じて初任給基準表（別表第５）に掲げる職務の級号俸とする。

２　前項の初任給基準表の学歴欄に掲げる学歴をこえる学歴又はその職務について有用な免許，経験等を有する者を新たに職員に採用する場合は，その者の学歴，免許，経験等に応じ，他の職員との均衡を考慮して，同表の初任給欄に掲げる職務の級号俸より上位の職務の級号俸に決定することができる。

（昇格）

第10条　職員が級別資格基準表（別表第６）に掲げる基準に達し，かつ，良好な成績で勤務したときは，その者の資格に応じて１級上位の級に昇格させることができる。この場合におけるその者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については，別に

定める。

２　前項の場合において，その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において１年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし，職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合には，この限りでない。

３　職員が生命をとして職務を遂行し，そのため危篤となり，又は著しい障害の状態となったときは，前２項の規定にかかわらず，特に昇格させることができる。

（降格）

第10条の２　職員の職務遂行能力が著しく低下若しくは不足していると認められるとき，勤労意欲を著しく喪失したと判断されるとき又は就業規則第39条の懲戒に該当する行為があったときは，１級下位の級に降格させることができる。この場合におけるその者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については，別に定める。

（俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第10条の３　職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は，その異動後の職務に応じ，かつ，級別資格基準表（別表第６）に定める級別資格基準に従い決定するものとする。

（昇給）

第11条　職員の昇給は，毎年１月１日に，同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は，同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を４号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が６級及び７級であるもの並びに教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるものにあっては，３号俸，８級以上であるものにあっては，別に定める号俸数）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

３　55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については，同項中「４号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が６級及び７級であるもの並びに教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるものにあっては，３号俸，８級以上であるものにあっては，別に定める号俸数)」とあるのは，「２号俸（８級以上であるものにあっては，別に定める号俸数)」とする。

４　職員の昇給は，その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

５　前項までに規定するもののほか，職員の昇給に関し必要な事項は，別に定める。

第12条　削除

（特別の昇給）

第13条　勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，独立行政法人日本学生支援機構理事長（以下「理事長」という。）が定める日に，第11条の規定に準じて昇給させることができる。

(1)　生命をとして職務を遂行し，そのために危篤となり，又は著しい障害の状態となった場合

(2)　職員表彰規程（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第６号）第３条の規定により表彰された場合
(3)　その他理事長が特に必要があると認める場合
２　前項の規定は，職務の級の最高の号俸を受ける職員には，適用しない。
（扶養手当）
第14条　扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。ただし，次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（第３項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は，一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるものに対しては支給しない。
２　扶養手当の支給については，次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
(1)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子
(2)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫
(3)　満60歳以上の父母及び祖父母
(4)　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹
(5)　重度心身障害者
３　扶養手当の月額は，前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき13,000円，扶養親族たる父母等については１人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「一般職８級職員」という。）にあっては3,500円）とする。
４　扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は，前項の規定にかかわらず，5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
第15条　削除
第16条　削除
（扶養手当の支給日）
第17条　扶養手当の支給については，第６条第１項及び第２項の規定を準用する。
２　前項の扶養手当の支給については，その支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等の理由により，その日において支給することができないときは，同日以降において支給することができる。
（扶養手当の事後の確認）
第18条　理事長は，現に扶養手当の支給を受けている職員が第14条第１項の職員たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第３章　諸手当

（役職手当）
第19条　役職手当は，次の各号に掲げる職員に支給する。

(1)　一般職10級及び９級に在級する職員
(2)　一般職８級に在級する職員のうち別に定める職員
(3)　一般職８級に在級する職員（前号に掲げる職員を除く。）
(4)　一般職７級に在級する職員
(5)　一般職６級に在級する職員のうち課長及びこれに相当する役職を占める職員並びに教育職３級に在級する職員
(6)　一般職６級に在級する職員のうち調査役
(7)　一般職５級に在級する職員のうち課長補佐及びこれに相当する役職を占める職員
(8)　一般職４級に在級する職員のうち課長補佐及びこれに相当する役職を占める職員並びに教育職２級に在級する職員のうち主幹補佐及びこれに相当する役職を占める職員
(9)　一般職４級に在級する職員のうち係長及びこれに相当する役職を占める職員
(10)　一般職３級に在級する職員のうち係長及びこれに相当する役職を占める職員並びに教育職２級に在級する職員のうち主任教員及びこれに相当する役職を占める職員

２　役職手当の月額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じた額とする。
(1)　前項第１号に掲げる職員　134,200円
(2)　前項第２号に掲げる職員　124,000円
(3)　前項第３号に掲げる職員　112,200円
(4)　前項第４号に掲げる職員　107,400円
(5)　前項第５号に掲げる職員　102,700円
(6)　前項第６号に掲げる職員　81,900円
(7)　前項第７号に掲げる職員　49,600円
(8)　前項第８号に掲げる職員　46,300円
(9)　前項第９号に掲げる職員　24,100円
(10)　前項第10号に掲げる職員　19,500円

３　第１項に規定する職員が，月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第45条第１項の場合及び職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第７条第２項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は，その月の役職手当は支給しない。

４　第１項に規定する職を，月の初日以外の日に命ぜられた場合又は月の末日以外の日に免ぜられた場合（退職又は死亡した場合を含む。）におけるその月の役職手当の支給については，第６条及び第７条の規定を準用する。

５　第２項の規定による額が，役員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第２号）第４条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に106分の100を乗じて得た額から職員が受ける俸給月額と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には，その者に支給す

る役職手当の月額は第２項の規定にかかわらず，その差し引いた額に満たない額とする。

（地域手当）

第20条　地域手当は，別表第７に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

２　地域手当の月額は，基本給及び役職手当の月額の合計額に，別表第７の支給地域欄に掲げる区分に応じて，同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

３　別表第７に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き６箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。）において，当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に勤務する地域が別表第７に掲げる地域に該当しないこととなるときは，異動の円滑を図るため，当該職員には，前２項の規定にかかわらず，当該異動の日から３年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは，その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。），当該異動の日の前日に勤務していた地域に勤務するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の後に改定された場合にあっては，当該異動の日の前日の支給割合による地域手当）の額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1)　当該異動の日から同日以後１年を経過するまでの期間　100分の100

(2)　当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　100分の80

(3)　当該異動の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　100 分の 60

４　新たに職員となった者の地域手当の支給については，採用の事情及び当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は，前項の規定に準じて地域手当を支給することができる。

（広域異動手当）

第20条の２　職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において，当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき，最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合

であって，通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は，当該職員には，当該異動等の日から３年を経過する日までの間，俸給，役職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし，当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められないと判断される場合は，この限りでない。

(1)　300キロメートル以上　100分の10

(2)　60キロメートル以上300キロメートル未満　100分の５

２　前項の規定により，広域異動手当を支給されることとなる職員のうち，当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては，当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず，当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

３　広域異動手当を支給されることとなる職員が，地域手当の支給要件を具備する職員である場合における広域異動手当の支給割合は，本条に掲げる広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において，当該広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは，広域異動手当は，支給しない。

（住居手当）

第21条　住居手当は，次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1)　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け，月額16,000円をこえる家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2)　第31条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（第３項に規定する住宅等を除く。）を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの

２　住居手当の月額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じて，当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては，当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて，それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

イ　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは，17,000円）を11,000円に加算した額

(2)　前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）

３　前２項の規定にかかわらず次の各号に掲げる職員には，住居手当を支給しない。

(1)　機構の借上宿舎に入居している職員

(2)　国家公務員宿舎等に入居している職員

(3)　配偶者，父母又は配偶者の父母で，職員の扶養親族たる者以外の者が所有し，又は借り受け，居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（住居の届出）

第22条　新たに前条第１項の職員たる要件を具備するに至った職員は，当該要件を具備していることを証明する書類を添付して，所定の様式の住居届により，その居住の実情を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居，家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

（住居届の確認及び住居手当の月額の決定）

第23条　理事長は，職員から前条の規定による届出があったときは，その届出に係る事実を確認し，その者が第21条第１項の職員たる要件を具備するときは，その者に支給すべき住居手当の月額を決定し，又は改定しなければならない。

２　前項の規定による確認をするに当たっては，必要に応じ，契約書，家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

（住居手当の支給の開始及び終了）

第24条　住居手当の支給は，職員が新たに第21条第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から開始し，職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし，住居手当の支給の開始については，第22条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うものとする。

２　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは，その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は，住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（住居手当の事後の確認）

第25条　理事長は，現に住居手当の支給を受けている職員が第21条第１項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認す

るものとする。

（通勤手当）

第26条　通勤手当は，次の各号に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し，かつ，その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2)　通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し，又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，交通機関等を利用せず，かつ，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき，別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2)　前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき，66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて別に定める額

(3)　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず，かつ，自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離，交通機関等の利用距離，自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ，前２号に定める額，第１号に定める額又は前号に定める額

３　事務所を異にする異動により，通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち，第１項第１号又は第３号に掲げる職員で，当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため，新幹線鉄道等の特別急行列車，高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し，その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は，前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1)　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき，別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額とする。（以下「特別料金等相当額」という。）

(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

4　前項の規定は，新たに職員となった者のうち，第１項第１号又は第３号に掲げる職員で，当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため，新幹線鉄道等を利用し，その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で，自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し，その料金を負担することを常例とするもの（別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は，前３項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1)　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき，5,000 円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額

(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前３項の規定による額

6　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては，その合計額），第２項第２号に定める額，特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては，その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は，第２項から前項までの規定にかかわらず，当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7　通勤手当を支給される職員につき，離職その他の別に定める事由が生じた場合には，当該職員に，支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8　この条及び第44条第４項において「支給単位期間」とは，通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては，１箇月）をいう。

9　前各項に規定するもののほか，通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は，別に定める。

（通勤方法等の届出）

第27条　職員は，新たに前条第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には，所定の様式の通勤届により，その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同条同項の職員が住居，通勤経路若しくは通勤方法を変更し，又は通勤のため負担する運賃等の額に変更のあった場合についても同様とする。

（通勤手当の支給の始期及び終期等）

第28条　通勤手当の支給は，職員に新たに第26条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し，通勤手当を支給されている職員が離職し，又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し，又は死亡した日，

通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし，通勤手当の支給の開始については，前条の規定による届出が，これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2　通勤手当は，これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1)　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る前条の規定による届出が，当該事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月）

(2)　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）

(3)　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める月

ア　月の初日以外の日において通勤手当の額を変更すべき事実（運賃等相当額又は特別料金等相当額の改定に係る事実を除く。）が生じた場合であって，当該事実の生じた日において算出した当該事実に係る改定後の１箇月当たりの通勤手当算出基礎額（当該額が２以上あるときは，そのうち最も高い額。以下この項及び次項において「特定通勤手当算出基礎額」という。）が，当該月の初日の通勤の実情に基づいて算出した１箇月当たりの通勤手当算出基礎額を超える場合（当該月の初日の通勤の実情に基づいて算出した１箇月当たりの通勤手当算出基礎額と当該改定後の１箇月当たりの通勤手当算出基礎額がいずれも 15 万円以上である場合を除く。）　当該特定通勤手当算出基礎額に係る事実の生じた日の属する月（当該特定通勤手当算出基礎額に係る事実に係る前条の規定による届出が，当該事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月）

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は，特定通勤手当算出基礎額に係る通勤手当の額とする。この場合において，この項に規定する月の末日の通勤の実情に基づいて算出した１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が当該特定通勤手当算出基礎額未満である場合には，前項第２号の規定の例により，当該月の翌月から支給額を改定するものとする。

（通勤手当を支給できない場合）

第29条　第26条第１項の職員が，出張，休暇，欠勤その他の事由により，月の１日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは，その月の通勤手当

は，支給しない。

（通勤手当の事後の確認）

第30条　理事長は，現に通勤手当の支給を受けている職員が第26条第１項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（単身赴任手当）

第31条　事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い，住居を移転し，父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち，単身で生活することを常況とする職員には，単身赴任手当を支給する。ただし，配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが，通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は，この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は，30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては，その額に，70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

３　新たに職員となり，これに伴い，住居を移転し，父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該採用の直前の住居から当該採用の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち，単身で生活することを常況とする職員その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には，前２項の規定に準じて，単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか，単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は，別に定める。

（単身赴任手当の事後の確認）

第32条　理事長は，現に単身赴任手当の支給を受けている職員が前条第１項又は第３項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

２　前項の確認を行う場合において，必要と認めるときは，職員に対し配偶者等との別居の常況等を証明するに足りる書類の提出を求めることができる。

（超過勤務手当等）

第33条　職員が休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日において勤務することを命ぜられた場合には，その勤務した全時間に対して，勤務１時間につき，第35条に規定する勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は，その割合に100分の25を加算した割合）

を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)　休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務　100分の125

(2)　休日における勤務　100分の135（休日において勤務することを命ぜられた職員が，就業規則第15条による休日勤務の振替を行った場合を除く。）

2　休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日において勤務することを命ぜられた場合における，その勤務の時間が１箇月について 60 時間を超えた職員には，その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して，前項の規定にかかわらず，勤務１時間につき，第 35 条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は，100 分の 175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3　就業規則第 16 条の２第１項に規定する超勤代休時間を指定された場合において，当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは，前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては，当該時間１時間につき，第 35 条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は，100 分の 175）から第１項に規定する割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は，その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

4　前３項の規定は，第19条第１項第１号から第６号までに規定する職員には適用しない。

5　第19条第１項第１号から第６号までに規定する職員のうち，午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられた職員には，その間に勤務した全時間に対して，勤務１時間につき，第35条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を割増賃金として支給する。その他の職員が正規の勤務時間内の勤務のうち，午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられた場合には，その間に勤務した全時間に対して，勤務１時間につき，第35条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を割増賃金として支給する。

（端数計算）

第34条　前条の規定により勤務１時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において，当該額に，50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第35条　第33条に規定する勤務１時間当たりの給与額は，俸給及び役職手当の月額，これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当の月額の合計額を当該年度における１月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第36条　第19条第１項第１号から第６号までに規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第12条に規定する休日に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。

２　管理職員特別勤務手当の額は，前項の規定による勤務１回につき，12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし，同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては，その額に100分の150を乗じて得た額とする。

３　前２項に定めるもののほか，管理職員特別勤務手当の支給に関し，必要な事項は，別に定める。

（寒冷地手当）

第37条　寒冷地手当は，北海道支部に勤務する職員に対し，別に定める基準により支給する。

（給与の減額）

第38条　職員が勤務しないときは，その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き，その勤務しない１時間につき，第35条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休暇取得者等の給与）

第39条　職員が介護休暇又は介護に関する部分休業（以下「介護休暇等」という。）の承認を受けて勤務しない場合には，その勤務しない１時間につき，第35条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　介護休暇等のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には，第47条第２項の規定に準じ，号俸及び俸給月額を調整することができる。

（期末手当）

第40条　期末手当は，６月１日及び12月１日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し，それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前１月以内に退職し，又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

２　期末手当の額は，基準日現在（退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在）において，職員が受けるべき基本給の月額，これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（次表(1)に定める職員にあっては，その合計額に俸給の月額，これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表(2)に定める職員にあっては，その額に，俸給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）を基礎として，理事長が別に定める割合を乗じて得た額に，基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて，次表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　職制上の段階，職務の級等を考慮する職員

職員の区分	加算率
一般職８級以上に在級する者	100分の20
一般職７級及び６級に在級する者	100分の15
一般職５級及び４級に在級する者（別に定める者に限る）	100分の10
一般職４級及び３級に在級する者（別に定める者に限る）	100分の５
教育職３級に在級する者	100分の10

教育職２級に在級する者（別に定める者に限る）	100分の５

(2)　管理又は監督の地位にある職員

職務の区分	割増率
第19条第１項第１号，第２号，第３号及び第４号に掲げる職員	100分の23以内
第19条第１項第５号及び第６号に掲げる職員	100分の14以内

(3)　在職期間別支給割合

在職期間	割合
６箇月	100分の100
５箇月以上６箇月未満	100分の80
３箇月以上５箇月未満	100分の60
３箇月未満	100分の30

３　職員が基準日前１箇月以内に退職し，引き続き国家公務員等となった場合は，第１項の規定にかかわらず，期末手当は支給しない。

４　基準日以前６箇月以内の期間において国家公務員等が退職し，引き続き職員となった場合は，国家公務員等として在職した期間を職員として在職した期間に算入し在職期間を算定する。

５　　前２項の規定は，業務の必要上相互了解のもとに行われる計画的な人事交流に該当しない場合は，適用しない。

（勤勉手当）

第41条　勤勉手当は，基準日に在職する職員に対して，それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。また，基準日前１月以内に退職し，又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても，同様とする。

２　勤勉手当の額は，基準日現在（退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額，これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第２項の表(1)に定める職員にあっては，その合計額に俸給の月額，これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（前条第２項の表(2)に定める職員にあっては，その額に，俸給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）を基礎として理事長が別に定める割合を乗じて得た額に，基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて，次表に定める割合を乗じて得た額とする。

（表）　勤務期間別支給割合

勤務期間	割合
６箇月	100分の100
５箇月15日以上６箇月未満	100分の95
５箇月以上５箇月15日未満	100分の90
４箇月15日以上５箇月未満	100分の80
４箇月以上４箇月15日未満	100分の70
３箇月15日以上４箇月未満	100分の60
３箇月以上３箇月15日未満	100分の50
２箇月15日以上３箇月未満	100分の40
２箇月以上２箇月15日未満	100分の30

１箇月15日以上２箇月未満	100分の20
１箇月以上１箇月15日未満	100分の15
15日以上１箇月未満	100分の10
15日未満	100分の５
０	０

３　前項に規定する勤勉手当の額は，理事長が別に定める支給基準により，その職員の勤務成績等の結果を勘案し，これを増額し，又は減額することができる。

４　前条第３項から第５項までの規定は，第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において前条第３項及び第５項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

（期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止め）

第42条　期末手当及び勤勉手当の一時差止処分等の取扱いについては，一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第19条の５第３号及び第４号並びに同法第19条の６第１項，第３項及び第４項の規定を準用する。この場合において，「各庁の長」とあるのは「理事長」，「期末手当」とあるのは「期末手当及び勤勉手当」と読み替えるものとする。

（海外で勤務する職員の課税相当額の支給）

第43条　海外で勤務する職員が，在勤国の法令に基づいて給与等に対して租税を課せられた場合は，その租税の額に相当する額以内を機構が支給することができる。

２　前項の支給に関しては，理事長が決定する。

（諸手当の支給定日）

第44条　役職手当，地域手当，広域異動手当，超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給については，第６条及び第７条の規定を準用する。ただし，超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当については，一の月の分を次の月における俸給の支給定日に支給する。

２　職員が就業規則第16条の２第１項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については，同項中「次の」とあるのは，「就業規則第16条の２第１項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

３　住居手当及び単身赴任手当の支給については，第６条の規定を準用する。ただし，その支給定日までに住居手当及び単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で，その日において支給することができないときは，同日以降において支給することができる。

４　通勤手当の支給については，支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては，当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として別に定める場合にあっては，その翌月）の17日（その日が休日に当たるときは，その日前においてその日に最も近い休日でない日）に支給し，その他の場合については第６条第２項から第４項までの規定を準用する。また，その支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等でその日

において支給することができないときは，同日以降において支給することができる。

第４章　休職者の給与

（休職者の給与）

第45条　職員が職務上の傷病又は通勤による傷病により休職を命ぜられたときは，その休職の期間中，これに給与の全額を支給する。

２　職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられたときは，その休職の期間が１年（結核性疾患にあっては２年）に達するまでは，これに俸給，扶養手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，寒冷地手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）の100分の80を支給することができる。ただし，結核性疾患を事由とする休職に限り，特に必要があると認めたときは，予算の範囲内において，この期間を超え１年に達するまでは，これに俸給等の100分の60を支給することができる。

３　職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは，その休職の期間中，これに俸給等の100分の60以内を支給することができる。

４　就業規則第31条第１項第３号の規定により休職を命ぜられた職員のうち，理事長が特に必要があると認める者については，その休職の期間中，これに俸給等の100分の100以内を支給することができる。

５　第２項又は前項に規定する職員が，当該各項に規定する期間内で第40条第１項に規定する基準日前１月以内に退職し，又は死亡したときは，同項の規定により理事長が別に定める日に，当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし，別に定める職員については，この限りでない。

６　就業規則第31条第１項の規定により休職を命ぜられた職員には，他の規程等に別段の定めがない限り，第１項から第４項に定める給与を除くほか，他のいかなる給与も支給しない。

（復職時における俸給月額の調整）

第46条　休職を命ぜられた職員が復職した場合において，他の職員との均衡上必要と認められるときは，別に定めるところにより号俸及び俸給月額を調整することができる。

第５章　育児休業者等の給与

（育児休業者等の給与）

第47条　育児休業をしている期間については，給与を支給しない。

２　育児休業をした職員が職務に復帰した場合には，別に定めるところにより号俸及び俸給月額を調整することができる。

３　職員が育児に関する部分休業又は子の養育に関する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には，その勤務しない１時間につき，第35条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

４　前項に規定するもののほか，育児休業者等の給与に関し必要な事項は，別に定める。

第６章　補則

（補則）

第48条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，機構の他の細則等に別段の定めのある場合を除いては，一般職給与法及びこれに関連する人事院規則及び給実甲通達等の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，平成16年４月１日から施行する。

（俸給の切替）

２　機構の成立の日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に日本育英会，財団法人国際学友会，財団法人内外学生センター，財団法人関西国際学友会又は財団法人日本国際教育協会（以下「旧法人」という。）の職員であった者のうち，切替日に引き続き機構の職員に採用された職員（以下「旧法人職員」という。）が切替日に受ける級及び号俸は，第９条の規定にかかわらず，次の各号に掲げるところによる。

(1)　旧法人職員のうち，切替日の前日に日本育英会支部職員給与・退職手当規程第５条第１項の規定により別表第１俸給表（Ｃ表）を適用されていた者，財団法人内外学生センター職員給与規程第５条第１項の規定により別表第１俸給表（Ｃ表）を適用されていた者及び財団法人関西国際学友会の職員であった者　切替日に従事する職務に対応する別表３又は４に定める級及び切替日の前日に旧法人で受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは，直近下位の号俸）

(2)　旧法人職員のうち，切替日の前日に日本育英会支部職員給与・退職手当規程第５条第１項の規定により別表第１俸給表（Ｂ表）を適用されていた者及び財団法人内外学生センター職員給与規程第５条第１項の規定により別表第１俸給表（Ｂ表）を適用されていた者　切替日に従事する職務に対応する別表３又は４に定める級及び旧俸給月額に103分の100を乗じて得た額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは，直近下位の号俸）の号俸

(3)　旧法人職員のうち前２号に掲げる職員以外の職員　切替日に従事する職務に対応する別表３又は４に定める級及び旧俸給月額に106分の100を乗じて得た額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは，直近下位の号俸）の号俸。

（昇給期間の通算の特例）

３　前項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する，切替日以降における最初の第11条第１項及び第２項ただし書の規定の適用については，旧俸給月額を受けていた期間を切替日に決定された号俸を受ける期間に通算する。

（昇給の暫定措置）

４　旧法人職員は，第11条第１項及び第２項の規定にかかわらず，平成16年４月１日か

ら平成17年３月31日までの間，昇給しない。

（暫定措置後の昇給時期）

５　前項の規定を適用した後の最初の昇給時期は，第11条第１項の「12月」とあるのを「24月」，同条第２項の「24月」とあるのを「36月」，「18月」とあるのを「30月」と読み替えて決定される時期とする。

６　削除

７　機構の成立の日の前日に旧法人職員であった者のうち，機構の成立の日の直後に勤務する地域に係る調整手当の支給割合が，機構の成立の前日に旧法人において支給されていた特別都市手当の支給割合に100分の６（第２項第２号に掲げる職員については，100分の３）を加算した割合に達しないこととなるときは，第20条第３項の規定に準じて支給割合を決定することができる。

８　平成30年３月31日までの間，職員（一般職俸給表の適用を受ける職員のうち，その職務の級が６級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては，当該特定職員が55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日）以後，次の各号に掲げる給与の額から，それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　俸給月額　当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第８条の規定の適用を受ける者である場合にあっては，同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下この項及び附則第 10 項において同じ。）に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が，当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては，当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第 10 項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては，当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第 10 項において「俸給月額減額基礎額」という。））

(2)　地域手当　当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては，俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3)　広域異動手当　当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては，俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4)　期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 40 条第２項の表(1)に定める職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項表(2)に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号及び次号において「管理監督職員」という。）にあっては，その

額に，俸給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に，当該特定職員に支給される期末手当に係る第 40 条第２項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額に，当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額に，100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては，それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同項表(1)に定める職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては，その額に，俸給月額減額基礎額に同項表(2)の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に，当該特定職員に支給される期末手当に係る第 40 条第２項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額に，当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額）

(5)　勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 40 条第２項表(1)に定める職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては，その額に，俸給月額に同項表(2)の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に，当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 41 条第２項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては，それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 40 条第２項表(1)に定める職員にあっては，当該合計額に，当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては，その額に，俸給月額減額基礎額に同項表(2)の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に，当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 41 条第２項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額）

(6)　第45条第１項から第５項までの規定により支給される給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア　第45条第１項　前各号に定める額

イ　第45条第２項　第１号から第４号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ　第45条第３項　第１号から第３号までに定める額に，同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ　第45条第４項　第１号から第４号までに定める額に，同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ　第45条第５項　第４号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第４項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては，同号に定める額に，同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

9　前項に規定するもののほか，特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事

項は，別に定める。

10　附則第８項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第33条第１項から第３項，第34条，第38条及び第39条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額は，第35条の規定にかかわらず，同条の規定により算出した給与額から，俸給の月額，これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に12を乗じ，その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては，俸給月額減額基礎額，これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に12を乗じ，その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（臨時特例）

11　平成24年７月１日から平成26年６月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては，第５条第１項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（平成18年規程第２号附則第７項の規定による俸給を含み，当該職員が第８条の規定の適用を受ける者である場合にあっては，同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成18年規程第２号附則第７項の規定による俸給を含む。）をいう。以下この項から第14項までにおいて同じ。）の支給に当たっては，俸給月額から，俸給月額に，当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職俸給表	２級以下	100分の4.77
	３級から６級まで	100分の7.77
	７級以上	100分の9.77
教育職俸給表	２級以下	100分の4.77
	３級	100分の7.77

12　特例期間においては，職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては，次の各号に掲げる給与の額から，当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　役職手当　当該職員の役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2)　地域手当　当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3)　広域異動手当　当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(4)　期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に，100分の9.77を乗じて得た額

(5)　勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に，100分の9.77を乗じて得た額

(6)　第45条第１項から第５項の規定により支給される給与　当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ　第45条第１項　前項及び前各号に定める額

ロ　第45条第２項　前項及び第２号から第４号までに定める額に同条第２項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ　第45条第３項　前項並びに第２号及び第３号に定める額に，同条第３項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第45条第４項　前項及び第２号から第４号までに定める額に，同条第４項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ　第45条第５項　第４号に定める額に同条第２項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては，同号に定める額に，同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額（同条第４項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては，同号に定める額に，同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

13　特例期間においては，第33条第１項から第３項，第34条，第38条，第39条第１項及び第47条第３項に規定する勤務１時間当たりの給与額は，第35条の規定にかかわらず，同条の規定により算出した給与額から，俸給の月額，これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に12を乗じ，その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

14　特例期間においては，附則第８項の規定の適用を受ける職員に対する第11項及び第12項第２号から第６号まで並びに第13項の規定の適用については，第11項中「，俸給月額に」とあるのは「，俸給月額から附則第８項第１号に定める額に相当する額を減じた額に」と，第12項第２号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から附則第８項第２号に定める額に相当する額を減じた額」と，同項第３号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から附則第８項第３号に定める額に相当する額を減じた額」と，同項第４号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第８項第４号に定める額に相当する額を減じた額」と，同項第５号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第８項第５号に定める額に相当する額を減じた額」と，同項第６号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と，同号ロ及びニ中「前項及び第２号から第４号まで」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた前項及び第２号から第４号まで」と，同号ハ中「前項並びに第２号及び第３号」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた前項並びに第２号及び第３号」と，同号ホ中「第４号」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた第４号」と，第13項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第10項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

15　特例期間においては，職員の育児休業等に関する細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第２号）第10条第２項第２号の規定の適用については，同号中「第35条」とあるのは，「附則第13項（14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」

とする。

（端数計算）

16　第11項から第15項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において，当該額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

附　則（平成17年規程第20号）

（施行期日）

１　この規程は，平成17年９月14日から施行し，平成16年４月１日から適用する。ただし，第37条及び次項の規定は，平成16年10月29日から適用する。

（経過措置）

２　平成16年10月29日から引き続き東北支部又は東海北陸支部北陸事務所に勤務する職員に対しては，別に定める基準により，寒冷地手当を支給する。

附　則（平成17年規程第25号）

（施行期日）

１　この規程は，平成17年12月１日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表第１及び別表第２の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は，次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額×

$$\frac{\text{その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額という。」）} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその１号俸下位の号俸との差額}}$$

＋施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

３　前項の規程により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第11条第２項ただし書の規定の適用については，その者の旧俸給月額を受けていた期間を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

４　平成17年12月に支給する期末手当の額は職員給与規程第40条第２項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から，次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は支給しない。

(1)　平成17年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに職員となった者にあっては，新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給，扶養手当，役職手当，調整手当，住居手当及び単身赴任手当（第31条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に，同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間，俸給を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては，当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2)　平成17年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

５　前項第１号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額又は前項第２号に掲げる額に１円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第27号）　抄

（施行期日）

１　この規程は，平成18年１月１日から施行する。ただし，第２条並びに附則第２項，第４項，第６項，第８項，第９項，第11項，第14項及び第15項の規定は，平成18年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第２号）　抄

（施行期日）

１　この規程は，平成18年４月１日から施行する。

（職務の級の切替）

２　平成18年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は，旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において，同欄に２つの職務の級が掲げられているときは，職員給与規程別表第３により，そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替）

３　切替日の前日において職員給与規程別表第１及び別表第２の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は，次項及び第５項に規定する職員を除き，旧級，切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあっては，別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号俸とする。

４　第２項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は，新級，旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第３に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替）

５　切替日の前日において職員給与規程別表第１及び第２の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額（以下「最高号俸」という。）を受けていた職員及び附則別表第２に新号俸の定めのない職員の切替日における号俸又は俸給月額

は，理事長が別に定める。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6　第２項から前項までの規定の適用については，これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は，改正前の職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替に伴う経過措置）

7　切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で，その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第45号。以下この項において「一部改正規程」という。）の施行の日において一部改正規程附則第３項第１号に規定する減額改定対象職員である者にあっては，当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし，その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には，俸給月額のほか，その差額に相当する額を俸給として支給する。

8　切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について，同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは，当該職員には，別に定めるところにより，同項の規定に準じて，俸給を支給する。

9　切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることになった職員について，任用の状況等を考慮して前２項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは，当該職員には，別に定めるところにより，前２項の規定に準じて，俸給を支給する。

（昇給に関する特例）

10　平成22年３月31日までの間における職員給与規程第11条第２項及び第３項の規定の適用については，同条第２項中「４号俸」とあるのは「３号俸」，「３号俸」とあるのは「２号俸」とし，同条第３項中「４号俸」とあるのは「３号俸」，「３号俸」とあるのは「２号俸」，「２号俸」とあるのは「１号俸」とする。

11　第３項及び第５項の規定により切替日における俸給月額を決定された職員（一般職俸給表の５級以下及び教育職俸給表２級以下に在級するものに限る。これに準ずるものとして別に定める職員を含む。）は，職員給与規程第11条第４項の規定にかかわらず，その職員の属する職務の級における最高の号俸の額を超えて，別に定めるところにより特別に昇給させることができる。

（地域手当に関する特例措置）

12　平成18年４月１日から平成19年３月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は，職員給与規程第20条第２項の規定にかかわらず，100分の13とする。

附則別表第１　職務の級の切替表（附則第２項関係）

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表	１級	１級
	２級	
	３級	２級
	４級	３級
	５級	
	６級	４級
	７級	５級
	８級	６級
	９級	７級
	10級	８級
	11級	９級
		10級
教育職俸給表	１級	１級
	２級	２級
	３級	３級
	４級	４級
	５級	５級

附則別表第２　旧級がこれに対応する別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ　一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧　級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
1	３月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	３月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	６月以上９月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	９月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	３月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	６月以上９月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	９月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	３月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1

	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27

	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満			73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満			74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満			75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満			76	62	80	68	64	60		
	12月以上			77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			

23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							

ロ　教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧　級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	1	1	1
	6月以上9月未満		3	1	1	1
	9月以上12月未満		4	1	1	1
	12月以上		5	1	1	1
2	3月未満	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満	2	6	2	1	1
	6月以上9月未満	3	7	3	1	1
	9月以上12月未満	4	8	4	1	1
	12月以上	5	9	5	1	1
3	3月未満	5	9	5	1	1
	3月以上6月未満	6	10	6	1	1
	6月以上9月未満	7	11	7	1	1
	9月以上12月未満	8	12	8	1	1
	12月以上	9	13	9	1	1
4	3月未満	9	13	9	1	1
	3月以上6月未満	10	14	10	2	1
	6月以上9月未満	11	15	11	3	1
	9月以上12月未満	12	16	12	4	1
	12月以上	13	17	13	5	1
5	3月未満	13	17	13	5	1
	3月以上6月未満	14	18	14	6	1
	6月以上9月未満	15	19	15	7	1
	9月以上12月未満	16	20	16	8	1
	12月以上	17	21	17	9	1
6	3月未満	17	21	17	9	1
	3月以上6月未満	18	22	18	10	1
	6月以上9月未満	19	23	19	11	1
	9月以上12月未満	20	24	20	12	1
	12月以上	21	25	21	13	1
7	3月未満	21	25	21	13	1
	3月以上6月未満	22	26	22	14	2
	6月以上9月未満	23	27	23	15	3
	9月以上12月未満	24	28	24	16	4
	12月以上	25	29	25	17	5
8	3月未満	25	29	25	17	5
	3月以上6月未満	26	30	26	18	6
	6月以上9月未満	27	31	27	19	7
	9月以上12月未満	28	32	28	20	8
	12月以上	29	33	29	21	9
9	3月未満	29	33	29	21	9
	3月以上6月未満	30	34	30	22	10
	6月以上9月未満	31	35	31	23	11
	9月以上12月未満	32	36	32	24	12
	12月以上	33	37	33	25	13
10	3月未満	33	37	33	25	13

	3月以上6月未満	34	38	34	26	14
	6月以上9月未満	35	39	35	27	15
	9月以上12月未満	36	40	36	28	16
	12月以上	37	41	37	29	17
11	3月未満	37	41	37	29	17
	3月以上6月未満	38	42	38	30	18
	6月以上9月未満	39	43	39	31	19
	9月以上12月未満	40	44	40	32	20
	12月以上	41	45	41	33	21
12	3月未満	41	45	41	33	21
	3月以上6月未満	42	46	42	34	22
	6月以上9月未満	43	47	43	35	23
	9月以上12月未満	44	48	44	36	24
	12月以上	45	49	45	37	25
13	3月未満	45	49	45	37	25
	3月以上6月未満	46	50	46	38	26
	6月以上9月未満	47	51	47	39	27
	9月以上12月未満	48	52	48	40	28
	12月以上	49	53	49	41	29
14	3月未満	49	53	49	41	29
	3月以上6月未満	50	54	50	42	30
	6月以上9月未満	51	55	51	43	31
	9月以上12月未満	52	56	52	44	32
	12月以上	53	57	53	45	33
15	3月未満	53	57	53	45	33
	3月以上6月未満	54	58	54	46	34
	6月以上9月未満	55	59	55	47	35
	9月以上12月未満	56	60	56	48	36
	12月以上	57	61	57	49	37
16	3月未満	57	61	57	49	37
	3月以上6月未満	58	62	58	50	38
	6月以上9月未満	59	63	59	51	39
	9月以上12月未満	60	64	60	52	40
	12月以上	61	65	61	53	41
17	3月未満	61	65	61	53	
	3月以上6月未満	62	66	62	54	
	6月以上9月未満	63	67	63	55	
	9月以上12月未満	64	68	64	56	
	12月以上	65	69	65	57	
18	3月未満	65	69	65	57	
	3月以上6月未満	66	70	66	58	
	6月以上9月未満	67	71	67	59	
	9月以上12月未満	68	72	68	60	
	12月以上	69	73	69	61	
19	3月未満	69	73	69	61	
	3月以上6月未満	70	74	70	62	
	6月以上9月未満	71	75	71	63	
	9月以上12月未満	72	76	72	64	
	12月以上	73	77	73	65	

20	3月未満	73	77	73	65	
	3月以上6月未満	74	78	74	66	
	6月以上9月未満	75	79	75	67	
	9月以上12月未満	76	80	76	68	
	12月以上	77	81	77	69	
21	3月未満	77	81	77	69	
	3月以上6月未満	78	82	78	70	
	6月以上9月未満	79	83	79	71	
	9月以上12月未満	80	84	80	72	
	12月以上	81	85	81	73	
22	3月未満	81	85	81	73	
	3月以上6月未満	82	86	82	74	
	6月以上9月未満	83	87	83	75	
	9月以上12月未満	84	88	84	76	
	12月以上	85	89	85	77	
23	3月未満	85	89	85	77	
	3月以上6月未満	86	90	86	78	
	6月以上9月未満	87	91	87	79	
	9月以上12月未満	88	92	88	80	
	12月以上	89	93	89	81	
24	3月未満	89	93	89	81	
	3月以上6月未満	90	94	90	82	
	6月以上9月未満	91	95	91	83	
	9月以上12月未満	92	96	92	84	
	12月以上	93	97	93	85	
25	3月未満	93	97	93	85	
	3月以上6月未満	94	98	94	86	
	6月以上9月未満	95	99	95	87	
	9月以上12月未満	96	100	96	88	
	12月以上	97	101	97	89	
26	3月未満	97	101	97		
	3月以上6月未満	98	102	98		
	6月以上9月未満	99	103	99		
	9月以上12月未満	100	104	100		
	12月以上	101	105	101		
27	3月未満	101	105	101		
	3月以上6月未満	102	106	101		
	6月以上9月未満	103	107	101		
	9月以上12月未満	104	108	101		
	12月以上	105	109	101		
28	3月未満	105	109			
	3月以上6月未満	106	110			
	6月以上9月未満	107	111			
	9月以上12月未満	108	112			
	12月以上	109	113			
29	3月未満	109	113			
	3月以上6月未満	110	114			
	6月以上9月未満	111	115			
	9月以上12月未満	112	116			

	12月以上	113	117			
30	3月未満	113	117			
	3月以上6月未満	114	118			
	6月以上9月未満	115	119			
	9月以上12月未満	116	120			
	12月以上	117	121			
31	3月未満	117	121			
	3月以上6月未満	118	122			
	6月以上9月未満	119	123			
	9月以上12月未満	120	124			
	12月以上	121	125			
32	3月未満	121				
	3月以上6月未満	122				
	6月以上9月未満	123				
	9月以上12月未満	124				
	12月以上	125				
33	3月未満	125				
	3月以上6月未満	126				
	6月以上9月未満	127				
	9月以上12月未満	128				
	12月以上	129				
34	3月未満	129				
	3月以上6月未満	130				
	6月以上9月未満	131				
	9月以上12月未満	132				
	12月以上	133				
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				

附則別表第３　旧級が一般職の11級である職員の新号俸

旧号俸	新　級 経過期間	9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1

	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第14号）

この規程は，平成18年７月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第19号）

（施行期日）

１　この規程は，平成18年11月27日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成16年４月１日から平成18年３月31日まで第19条第５項中「地域手当」とあるのは「調整手当」と読み替える。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第13号）

（施行期日）

１　この規程は，平成19年４月12日から施行し，平成19年４月１日から適用する。

（地域手当に関する特例措置）

２　平成19年４月１日から平成20年３月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は，職員給与規程第20条第２項の規定にかかわらず，別表第７における東京都特別区の支給割合に準じる。

（広域異動手当の支給割合の特例）

３　平成20年３月31日までの間においては，第20条の２第１項第１号中「100分の６」とあるのは，「100分の４」と，同項第２号中「100分の３」とあるのは「100分の２」とする。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第14号）

この規程は，平成19年５月28日から施行し，平成19年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第21号）

この規程は，平成19年12月14日から施行し，平成19年４月１日から適用する。ただし，別表第７の改正規定は，平成20年１月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第４号）

（施行期日）

１　この規程は，平成 20 年４月１日から施行する。

（地域手当に関する特例措置）

２　平成20年４月１日から平成21年３月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は，職員給与規程第20条第２項の規定にかかわらず，別表第７における東京都特別区の支給割合に準じる。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第15号）

（施行期日）

１　この規程は，平成21年４月１日から施行する。

（地域手当に関する特例措置）

２　平成21年４月１日から平成22年３月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は，職員給与規程第20条第２項の規定にかかわらず，別表第７における東京都特別区の支給割合に準じる。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成 21 年規程第 45 号）

（施行期日）

１　この規程は，平成 21 年 12 月１日から施行する。

（職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）

２　職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 18 年規程第２号）の一部を次のように改正する。

附則第７項中「受けていた俸給月額」の次に「（職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 21 年規程第 45 号。以下この項において「一部改正規程」という。）の施行の日において一部改正規程附則第３項第１号に規定する減額改定対象職員である者にあっては，当該俸給月額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額とし，その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」を加える。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は，職員給与規程第 40 条第２項の規定にかかわらず，この規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から，次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は支給しない。

(1)　平成 21 年４月１日（同月２日から同年 12 月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄，職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては，その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給，役

職手当，扶養手当，地域手当，広域異動手当，住居手当及び単身赴任手当（第 31 条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に，同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において，在職しなかった期間，俸給を支給されなかった期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては，当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2)　平成 21 年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 10 号）　抄

（施行期日）

１　この規程は，平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 16 号）

この規程は，平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 24 号）

この規程は，平成22年７月13日から施行し，平成22年６月30日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 33 号）

（施行期日）

１　この規程は，平成 22 年 12 月１日から施行する。

（職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）

２　職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 18 年規程第２号）の一部を次のように改正する。

附則第７項中「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59」に改め，「その差額に相当する額」の次に「（職員給与規程附則第８項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては，当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）」を加える。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は，改正後の職員給与規程第 40 条第２項及び附則第８項の規定にかかわらず，これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から，次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は支給しない。

(1)　平成 22 年４月１日（同月２日から同年 12 月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄，職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第８項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず，かつ，職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 18 年規程第２号）附則第７項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては，その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受

けるべき俸給，役職手当，扶養手当，地域手当，広域異動手当，住居手当及び単身赴任手当（第 31 条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に，４月から施行日の属する月の前月までの月数（平成 22 年４月１日から施行日の前日までの期間において，在職しなかった期間，俸給を支給されなかった期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては，当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	１級	１号俸から93号俸まで
	２級	１号俸から64号俸まで
	３級	１号俸から48号俸まで
	４級	１号俸から32号俸まで
	５級	１号俸から24号俸まで
	６級	１号俸から16号俸まで
	７級	１号俸から４号俸まで

俸給表	職務の級	号俸
教育職俸給表	１級	１号俸から84号俸まで
	２級	１号俸から72号俸まで
	３級	１号俸から52号俸まで

(2)　平成 22 年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成 23 年規程第１号）　抄

（施行期日）

１　この規程は，平成 23 年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成 23 年規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は，平成 23 年４月１日から施行する。

（平成 23 年４月１日における号俸の調整）

２　平成 23 年４月１日において 43 歳に満たない職員のうち，平成 22 年１月１日において職員給与規程第 11 条第１項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 23 年４月１日における号俸は，この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第19号）　抄

（施行期日）

１　この規程は，平成23年８月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成 24 年規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は，平成 24 年３月 14 日から施行し，平成 24 年３月１日から適用する。

（職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）

２　職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 18 年規程第２号）の一部を次のように改正する。

附則第７項中「100 分の 99.59」を「100 分の 99.1」に改め，「職員給与規程附則第８項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「一般職俸給表の適用を受ける職員（その職務の級が６級以上である者に限る。以下この項において「特定職員」という。）にあっては，55 歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日）以後」に改める。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成 24 年規程第５号）　抄

（施行期日）

１　この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第17号）

この規程は，平成24年７月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は，平成25年４月１日から施行し，改正後の職員給与規程（第33条に係る部分に限る。）は，平成24年４月１日から適用する。

（平成25年４月１日における号俸の調整）

２　平成25年４月１日において31歳以上37歳未満の職員のうち，平成19年１月１日，平成20年１月１日又は平成21年１月１日のいずれか２以上において職員給与規程第11条第１項の規定により昇給した職員及び平成25年４月１日において37歳以上39歳未満の職員のうち，平成19年１月１日，平成20年１月１日又は平成21年１月１日のいずれかにおいて職員給与規程第11条第１項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年４月１日における号俸は，この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第12号）

この規程は，平成26年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第30号）

この規程は，平成26年12月１日から施行し，改正後の第26条，別表第１及び別表第２の規定は，平成26年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第５号）

（施行期日等）

１　この規程は，平成27年４月１日から施行する。

（俸給の切替に伴う経過措置）

２　平成27年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で，その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成18年規程第２号附則第７項の規定による俸給を含む。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には，平成30年３月31日までの間，俸給月額のほか，その差額に相当する額（一般職俸給表の適用を受ける職員（その職務の級が６級以上である者に限る。以下この項において「特定職員」という。）にあっては，55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては，特定職員となった日）以後，当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

３　切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について，同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは，当該職員には，別に定めるところにより，同項の規定に準じて，俸給を支給する。

４　切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることになった職員について，任用の状況等を考慮して前２項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは，当該職員には，別に定めるところにより，前２項の規定に準じて，俸給を支給する。

（広域異動手当に関する特例）

５　切替日から平成28年３月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第20条の２第１項の規定の適用については，同項第１号中「100分の10」とあるのは「100分の８」と，同項第２号中「100分の５」とあるのは「100分の４」とする。

（単身赴任手当の月額に関する特例）

６　切替日から平成28年３月31日までの間における職員給与規程第31条第２項の規定の適用については，同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第３号）

この規程は，平成28年２月８日から施行し，平成27年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第12号）

この規程は，平成28年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第27号）

この規程は，平成28年12月１日から施行し，改正後の別表第１及び別表第２の規定は，平成28年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第９号）

この規程は，平成29年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第12号）　抄

（施行期日）

１　この規程は，平成29年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第33号）

この規程は，平成29年11月15日から施行し，平成29年１月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第１号）

この規程は，平成30年１月４日から施行し，改正後の別表第１及び別表第２の規定は，平成29年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第11号）

この規程は，平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第25号）　抄

（施行期日）

１　この規程は，平成30年７月30日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第34号）

この規程は，平成30年12月３日から施行し，改正後の別表第１及び別表第２の規定は，平成30年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第７号）

この規程は，平成31年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第12号）

この規程は，令和元年12月６日から施行し，改正後の別表第１及び別表第２の規定は平成31年４月１日から適用し，改正後の第40条の規定は令和元年12月以降に支給する賞与について適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和２年規程第１号）

この規程は，令和２年１月６日から施行し，改正後の第35条の規定は，平成29年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和２年規程第11号）

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和４年規程第11号）

この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和５年規程第１号）

この規程は，令和５年１月４日から施行し，改正後の別表第１及び別表第２の規定は，令和４年４月１日から適用し，改正後の第 21 条の規定は，令和５年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和５年規程第21号）

この規程は，令和５年９月29日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和５年規程第23号）

この規程は，令和５年12月４日から施行し，改正後の別表第１及び別表第２の規定は，令和５年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和６年規程第 24 号）

この規程は，令和６年 11 月 29 日から施行し，改正後の別表第１及び別表第２の規定は，令和６年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和７年規程第 11 号）

（施行期日）

１　この規程は，令和７年４月１日から適用する。

（号俸の切替え）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において，この規定の別表第１又は別表第２の俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は，切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

３　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については，その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において，別に定めるところにより，必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　切替日から令和８年３月 31 日までの間における，この規定の第 14 条の規定の適用については，同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては，支給せず，次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は，一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるものに対しては」と，同条第２項中「(5)　重度心身障害者」とあるのは「／(5)　重度心身障害者／(6)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）／」と，同条第３項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と，「とする」とあるのは「，前項第６号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

（令和９年３月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置）

５　切替日から令和９年３月 31 日までの間における地域手当の支給割合は，新たな支給割合への円滑な移行を図るため，支給割合の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ，支給割合の段階的な変更が行われるように，別に定める。

（切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

６　切替日の前日までに，この規定の第 20 条第３項に規定する異動等のあった職員については，「から３年」とあるのは「から２年」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

７　この規定の第 26 条第６項及び第 31 条第３項の規定は，切替日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置の別の定めへの委任）

８　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この規定の施行に関し必要な経過措置は，別に定める。

附則別表　号俸の切替表（附則第２項関係）

イ　一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		

46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					

93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ　教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸
	３級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6

23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53

70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61
78	62
79	63
80	64
81	65
82	66
83	67
84	68
85	69
86	70
87	71
88	72
89	73
90	74
91	75
92	76
93	77
94	78
95	79
96	80
97	81
98	82
99	83
100	84
101	85

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和７年規程第31号）

この規程は，令和７年12月５日から施行し，令和７年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和８年規程第20号）

この規程は，令和８年５月１日から施行し，令和８年４月１日から適用する。

附　則（独立行政法人日本学生支援機構令和８年規程第24号）

この規程は，令和８年10月19日から施行し，令和８年10月１日から適用する。

別表第１

一般職俸給表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			

42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100			
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400			
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700			
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000			
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100				
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400				
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700				
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900				
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200				
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400				
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700				
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900				
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200				
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500				
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800				
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000				
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300				
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600				
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800				
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000				
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300				
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600				
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800				
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000				
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300				
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600				
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800				
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000				
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300				
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600				
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800				
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000				
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300					
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600					
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800					
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000					
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300					
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600					
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800					
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000					
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300					
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600					
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800					
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000					
86	266, 200	305, 800	355, 700							
87	266, 500	306, 100	356, 100							
88	266, 800	306, 400	356, 500							
89	267, 100	306, 700	356, 700							
90	267, 400	307, 000	357, 100							

91	267,700	307,300	357,500							
92	268,000	307,600	357,900							
93	268,300	307,800	358,100							
94		308,000	358,400							
95		308,300	358,800							
96		308,700	359,100							
97		308,900	359,400							
98		309,200	359,800							
99		309,500	360,200							
100		309,900	360,600							
101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								

備考　この表は，別表第２の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２

教育職俸給表

職務の級	１級	２級	３級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	244,100	277,500	360,000
2	247,000	279,300	362,200
3	250,100	281,100	364,400
4	253,100	282,800	366,600

5	256, 300	284, 400	368, 500
6	259, 600	285, 900	370, 800
7	262, 800	287, 400	373, 100
8	266, 000	288, 900	375, 400
9	269, 000	290, 400	377, 600
10	270, 800	292, 200	379, 900
11	272, 500	294, 100	382, 000
12	274, 100	295, 900	384, 000
13	275, 700	297, 800	385, 900
14	277, 000	299, 700	387, 500
15	278, 400	301, 600	389, 000
16	279, 700	303, 500	390, 600
17	281, 000	305, 500	392, 200
18	282, 100	308, 000	393, 500
19	283, 100	310, 600	394, 800
20	284, 000	313, 200	396, 000
21	285, 400	315, 800	397, 300
22	286, 700	318, 300	398, 900
23	288, 100	320, 700	400, 500
24	289, 400	323, 000	402, 000
25	290, 800	325, 100	403, 400
26	292, 300	327, 200	404, 900
27	293, 700	329, 300	406, 400
28	295, 100	331, 400	407, 900
29	296, 400	333, 400	409, 200
30	297, 700	335, 000	410, 600
31	299, 000	336, 500	411, 900
32	300, 400	338, 000	413, 200
33	301, 800	339, 500	414, 100
34	303, 100	341, 100	415, 300
35	304, 400	342, 600	416, 400
36	305, 200	344, 100	417, 500
37	305, 900	345, 500	418, 500
38	306, 700	346, 900	419, 600
39	307, 500	348, 200	420, 700
40	308, 300	349, 400	421, 800
41	309, 000	350, 600	422, 900
42	309, 800	352, 300	424, 000
43	310, 500	353, 900	425, 200
44	311, 000	355, 700	426, 400
45	311, 500	357, 300	427, 500
46	312, 000	358, 900	428, 900
47	312, 400	360, 400	430, 400
48	312, 800	361, 800	431, 900
49	313, 300	363, 300	433, 300
50	313, 700	364, 900	434, 200
51	314, 100	366, 300	435, 100
52	314, 400	367, 700	435, 900
53	314, 700	369, 100	436, 700

54	315, 100	370, 100	437, 700
55	315, 400	371, 100	438, 700
56	315, 800	372, 000	439, 400
57	316, 100	373, 100	440, 100
58	316, 400	374, 300	440, 900
59	316, 800	375, 600	441, 700
60	317, 100	376, 900	442, 600
61	317, 500	378, 200	443, 600
62	317, 800	379, 500	444, 600
63	318, 100	380, 700	445, 500
64	318, 400	381, 900	446, 400
65	318, 800	383, 100	447, 100
66	319, 100	384, 400	448, 000
67	319, 500	385, 600	448, 800
68	319, 800	386, 800	449, 600
69	320, 200	388, 000	450, 500
70	320, 500	389, 300	451, 300
71	320, 900	390, 500	452, 100
72	321, 300	391, 700	453, 000
73	321, 600	392, 900	453, 700
74	322, 000	394, 200	454, 100
75	322, 500	395, 500	454, 500
76	322, 900	396, 700	454, 900
77	323, 200	397, 800	455, 300
78	323, 700	398, 900	455, 800
79	324, 100	400, 000	456, 200
80	324, 500	401, 200	456, 600
81	324, 900	402, 600	456, 800
82	325, 300	404, 000	457, 200
83	325, 700	405, 400	457, 500
84	326, 100	406, 800	457, 800
85	326, 500	407, 800	458, 100
86	327, 000	409, 100	
87	327, 500	410, 400	
88	328, 000	411, 800	
89	328, 300	412, 900	
90	328, 700	413, 800	
91	329, 100	414, 800	
92	329, 500	415, 900	
93	330, 000	416, 700	
94	330, 400	417, 800	
95	331, 000	418, 900	
96	331, 500	419, 800	
97	331, 900	420, 700	
98	332, 300	421, 600	
99	332, 600	422, 500	
100	332, 900	423, 400	
101	333, 200	424, 200	
102	333, 500	425, 200	

103	333,800	426,100	
104	334,100	427,100	
105	334,400	427,700	
106	334,900	428,400	
107	335,400	429,100	
108	335,800	429,600	
109	336,200	430,000	
110	336,700	430,400	
111	337,100	430,700	
112	337,500	431,000	
113	337,800	431,200	
114	338,300	431,500	
115	338,600	431,800	
116	339,000	432,100	
117	339,300	432,300	
118	339,700	432,600	
119	340,200	432,900	
120	340,700	433,100	
121	340,900	433,300	
122	341,300	433,600	
123	341,600	433,900	
124	341,900	434,100	
125	342,100	434,300	
126	342,400		
127	342,900		
128	343,300		
129	343,500		
130	343,900		
131	344,300		
132	344,700		
133	344,900		
134	345,300		
135	345,700		
136	346,000		
137	346,300		
138	346,700		
139	347,100		
140	347,500		
141	347,900		

備考　この表は，日本語教育センターの教員の職務及び研究員の職務に従事する職員に適用する。

別表第３

一般職職員級別標準職務表

級	標　準　職　務
１級	定型的な業務を行う職務

２級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主任の職務
３級	困難な業務を処理する主任の職務 係長又は専門職員の職務
４級	困難な業務を分掌する係の長の職務 困難な業務を処理する専門職員の職務 課長補佐又は専門員の職務
５級	困難な業務を分掌する課長補佐又は専門員の職務 困難な業務を分掌する課長補佐及び専門員と職務内容，責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
６級	課長，主幹又は調査役の職務 課長及び主幹と職務内容，責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
７級	困難な業務を分掌する課の長の職務 困難な業務を処理する主幹の職務 上記課の長及び主幹と職務内容，責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
８級	次長の職務 次長と職務内容，責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
９級	部長の職務 部長と職務内容，責任等から同程度の職務と認められる役職の職務
10級	特に重要な業務を所掌する部の長の職務 特に重要な業務を所掌する部の長と職務内容，責任等から同程度の職務と認められる役職の職務

別表第４

教育職職員級別標準職務表

級	標　準　職　務
１級	日本語教育センターの補助教員の職務 研究補助員の職務
２級	日本語教育センターの教員の職務 研究員の職務
３級	相当高度の知識経験を必要とする日本語教育センターの教員の職務 相当高度の知識経験を必要とする研究員の職務

別表第５

初任給基準表

俸給表の適用区分	学歴	初任給
一般職俸給表の適用を受ける職員	大学卒	１級27号俸
	短大卒	１級17号俸
	高校卒	１級７号俸
教育職俸給表の適用を	博士課程修了	２級31号俸

受ける職員	修士課程修了	２級13号俸
	大学卒	１級13号俸
	短大卒	１級３号俸

別表第６

級別資格基準表

一般職俸給表

学歴	職　務　の　級					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
大学卒		3	4	4	2	2
	0	3	7	11	13	15
短大卒		5.5	4	4	2	2
	0	6	10	14	16	18
高校卒		8	4	4	2	2
	0	8	12	16	18	20

備考　１　職務の級欄に定める上段の数字は，当該職務の級に決定するための１級下位の職務の級における必要在級年数を，下段の数字は，当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

２　７級以上の資格基準については，別に定める。

教育職俸給表

職　種	学　歴 免許等	職　務　の　級		
		１級	２級	３級
教　員	大学卒	0	1	6 7
	短大卒	0	3.5 3.5	6 10

備考　職務の級欄に定める上段の数字は，当該職務の級に決定するための１級下位の職務の級における必要在級年数を，下段の数字は，当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

別表第７

地域手当支給地域

支給地域	支給割合
北海道札幌市	100分の４
宮城県仙台市	100分の８
東京都特別区	100分の20
神奈川県横浜市	100分の16
愛知県名古屋市	100分の12
大阪府大阪市	100分の16
広島県広島市	100分の８
福岡県福岡市	100分の８